

商品概要説明書

(当座貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 当座貯金(一般口)	・ 当座貯金(専用約束手形口)
2.販売対象	・ 個人および法人	・ 当座貯金(一般口)の取引のない個人
3.期間	・ 定めなし。ただし、貯金規定の定めにより取引を終了していただく場合があります。	
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位 	
5.払戻方法	・ 当組合の交付した小切手、手形により随時払い戻します。	・ 当組合の交付した専用の約束手形により払い戻します。
6.利息	・ 無利息	
7.手数料	・ 店頭へ備え置く手数料等一覧に掲載した小切手、手形用紙代金を負担していただきます。	
8.付加できる特約事項	・ 当組合所定の要件を満たす場合は、当座貸越を利用することができます。	-
9.中途解約時の取扱い	-	
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 貯金保険制度により全額保護されます。	
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話:025-222-3765)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>	
12.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は、書面によるものとします。 ・ 当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 ・ この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。 ・ 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当組合当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ・ 専用約束手形口については、解約の場合を除き現金による払戻しはできません。 ・ 専用約束手形口については、公共料金等の自動支払、公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・ 通帳またはリーフを発行している場合、記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月12日まで未記帳の状態が続いた場合は、それらの未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・ 入金・出金・通帳またはリーフ記帳等のお取引が3年以上ない場合には、当組合はこの貯金取引を停止させていただくことがあります。なお、取引を停止させていただいた貯金について、お取引を再開される場合または解約される場合には、通帳およびお取引印をご持参のうえ当店にお申出ください。また、お取引を再開される場合には、口座番号を変更させていただくことがあります。 	

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

JAにいがた南蒲